

平成29年度より3階直圧給水が一部可能になります。

香芝市では、従来3階建て住宅の場合受水槽の設置を義務付けておりましたが、直圧給水の要望が多かった為、水圧調整等を行い、平成29年度から下記の条件を満たす場合に限り、3階直圧給水を許可いたします。詳しくは上下水道部工務課給水係までお問い合わせください。

- ・ 3階部分に主たる生活用の給水（風呂・台所等）が無いこと
  - ・ 3階部分の配管は別系統であること（口径は $\phi 20$ 以上）
  - ・ 一戸建て住宅であること（ハイツ・店舗等は不可）
  - ・ メーター口径が $\phi 20$ 以上であること
  - ・ 本管の口径が $\phi 50$ 以上であること
  - ・ 誓約書を添付すること
- ※ 3階建て建築物とは建築基準法上3階建になる建築物とします。

## 参考図

